

資料 2-2 【群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分） 令和 8 年度要望調査対象事業メニュー】

健康福祉課医療・福祉連携推進室所管

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
A 在宅医療等基盤整備事業 ①人材育成研修（専門研修） ②人材育成研修（多職種連携） ③普及啓発	400 千円	在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る事業実施に必要な次の経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5 役務費（通信運搬費、雑役務費） 6 使用料及び賃借料 7 委託料（前記 1 から 6 に掲げる経費に該当するもの） 8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費	県・郡市医師会、県・郡市歯科医師会、県・地域薬剤師会、県看護協会、病院、その他知事が特に認める者	3/4	300 千円	・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2-ウ（事業計画書（その他事業）） <u>※事業計画書には、研修等のテーマを記載すること</u> 例）医療と介護連携のための多職種連携研修、在宅における災害対応研修等	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 医療・福祉連携係 田中、浅見 tel: 027-898-2655 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp （別添の補足資料「小児在宅医療の取扱いについて」を参照のこと）
在宅医療等基盤整備事業 ④地域医療介護連携拠点事業	1 団体 3,000 千円	市町村の在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施に資する県医師会における以下のア～エのような取組に必要な次の 1～8 に掲げる経費 ア 在宅医療の実施体制の充実強化 イ 在宅医療介護連携体制の構築推進 ウ 主治医、副主治医制の構築等に係る調整 エ 在宅医療推進に係る研修（在宅医療に係る医師の同行訪問等） 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 報償費 3 旅費	県医師会及びその他知事が特に認める者	3/4	2,250 千円	・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2-ウ（事業計画書（その他事業））	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 医療・福祉連携係 根岸、浅見 tel: 027-898-2655 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
		4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5 役務費（通信運搬費、雑役務費） 6 使用料及び賃借料 7 委託料（前記1から6に掲げる経費に該当するもの） 8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費					
B 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、在宅療養支援病院設備整備事業 ①在宅療養支援診療所設備整備、在宅療養支援病院設備整備	1,000 千円	在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費（1品目の価格が3万円に満たない機器、パソコン・タブレットなど汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く） ※以下の市町村に所在する診療所及び病院について優先的に採択する。 高崎市、安中市、渋川市、榛東村、吉岡町、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 ※令和6年度又は令和7年度のいずれかの年度にこの事業に係る補助金を受けた事業所は、補助を受けることができない。	在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院	1/2	500 千円	・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-イ（事業計画書（設備）） ・事業計画書別紙（業務量の拡大について）	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 医療・福祉連携推進係 根岸、浅見 tel: 027-898-2655 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、在宅療養支援病院設備整備事業 ②訪問看護ステーション設備整備	1,000 千円	訪問看護ステーションにおける在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費 （1 品目の価格が 3 万円に満たない機器、パソコン・タブレットなど汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く） ※令和 5 年 4 月 2 日以降に開設した訪問看護ステーションを優先して採択する。 ※以下の市町村に所在する訪問看護ステーションについて優先的に採択する。 高崎市、安中市、渋川市、榛東村、吉岡町、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町、伊勢崎市、玉村町、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 ※令和 6 年度又は令和 7 年度のいずれかの年度にこの事業に係る補助金を受けた事業所は、補助を受けることができない。	訪問看護ステーション	1/2	500 千円	・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号 別紙 1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2 イ（事業計画書（設備）） ・事業計画書別紙（業務量の拡大について）	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 医療・福祉連携推進係 根岸、浅見 tel: 027-898-2655 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
C	訪問看護防犯機器等 導入経費補助事業	26 千円	訪問看護ステーションにおける防犯機器等の導入にかかる経費 ※防犯機器：訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器 ※ランニングコストは対象外	訪問看護ステーション ※事業者が複数の施設又は事業所を運営している場合（法人等）は、事業所単位で対象事業者としてみなす。つまり、同一の法人でも、事業所が異なれば申請可能。	1/2	13 千円	・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-ウ（事業計画書（その他事業）） ・購入機器の見積書又はカタログ等	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 医療・福祉連携推進係 設楽、浅見 tel: 027-898-2655 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
D	病床機能分化・連携 推進事業							医務課 医療計画係 黒山 tel: 027-226-2535 fax: 027-223-0531 e-mail: kuroyama- an@pref.gunma.lg.jp
	(1)回復期病床 新築整備	1床あたり 25㎡×166,300円	回復期リハビリテーション病 棟や地域包括ケア病棟等への 転換、その他地域における協議 を踏まえた回復期病床への転 換のための次の整備費 新病棟等の新築整備費	病院 (事前に地 域における 協議を踏ま えること)	1/2	2 基準単価 × 5 補助率	(共通) ・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3 号別紙1 補助金 所要額調書 (1), (2), (4) ・要綱別記様式第3 号別紙2-ア(事 業計画書(施設)) ・工事設計図、工事 仕分け書の写し等 (3), (5) ・要綱別記様式第3 号別紙2-イ(事 業計画書(設備)) ・購入機器の見積書 又はカタログ等	
	(2)回復期病床 改修整備	1床あたり 2,935千円 (150床限度)	既存病棟等の改修整備費	※可能な限 り申請年度 の前年度ま でに病床機 能報告等で 転換の予定 があること を御報告く ださい。				
	(3)回復期病床 設備整備	1病院当たり 10,800千円 又は 1病床当たり 200千円 のいずれか 少ない方	リハビリテーション設備・ 医療機器等の備品購入費等					
	(4)病床減を伴う 用途変更に係 る改修整備	1病床当たり ×2,935千円 (150床限度)	一般病床及び療養病床の病床 減を伴う、病棟や病室等の用途 変更(機能転換以外)を行う次 の整備費であって県が認めた もの 既存病棟等の改修等整備費	病院・有床 診療所 ※可能な限 り申請年度 の前年度ま でに病床機 能報告等で 病床減の予 定があるこ とを御報告 ください。				
	(5)病床減を伴う 用途変更に係 る設備整備	1病院当たり 10,800千円 又は 1病床当たり 200千円 のいずれか 少ない方	減床した病棟や病室を用途変 更した際に必要となる備品購 入費等(機能訓練室や研修室、 その他県が認めたもの)					

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
E	看護師特定行為研修 支援事業	受講者 1人あたり 1,000 千円	看護師特定行為研修の受講に係る次の経費(受験料、入学料、受講料、需用費(消耗品費、図書購入費)、旅費、その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費))	訪問看護事業所、病院、診療所、介護老人保健施設等	1/2	2 基準単価 × 5 補助率 × (人)	- 別紙様式2協議書 - 要綱別記様式第3号別紙1補助金所要額調書 - 別紙3-(1)(看護師特定行為研修) - 別紙3-(2)(対象経費の支出予定額算出内訳) - 見積書、その他参考となる資料	医務課 看護係 藤井 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: fujii-ryo@pref.gunma.lg.jp
F	院内研修用設備整備 事業	1施設あたり 4,000 千円	病院内で看護師等の資質向上を図るための研修で使用する看護実習シミュレーター等の設備整備費	病院 (国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、公立、公的を除く)	1/2	2 基準単価 × 5 補助率	- 別紙様式2協議書 - 要綱別記様式第3号別紙1補助金所要額調書 - 要綱別記様式第3号別紙2-イ(事業計画書(設備)) - 見積書、その他参考となる資料	医務課 看護係 藤井 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: fujii-ryo@pref.gunma.lg.jp
G	病院内保育所施設整備 事業	次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額 基準面積 収容定員数 × 5 m ² (30人を限度) 構造別単価 鉄筋コンクリート、木造 140,900 円 ブロック 123,400 円	病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	病院及び診療所 (公立を除く)	1/3	2 基準単価 × 5 補助率 × (定員)	- 別紙様式2協議書 - 要綱別記様式第3号別紙1補助金所要額調書 - 要綱別記様式第3号別紙2-ア(事業計画書(施設)) - 工事設計図、工事仕分け書の写し等	医務課 看護係 藤井 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: fujii-ryo@pref.gunma.lg.jp

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
H 看護師等養成所施設 ・設備整備事業			看護師等養成所 (独法、公立、公的を除く)	1/2	2 基準単価 × 5 補助率	・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2 - ア (事業計画書 (施設)) 又は ・要綱別記様式第 3 号別紙 2 - イ (事業計画書 (設備)) ・工事設計図、工事仕分け書の写し等	医務課 看護係 木藤 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: kitou-haruka@pref.gunma.lg.jp
(1) 施設整備事業	次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額 基準面積 ア 保健師、助産師、看護師の養成所 学生定員 × 20 m ² (2 年課程 (通信制) は 3 m ²) イ 准看護師の養成所 学生定員 × 17 m ² 構造別単価 鉄筋コンクリート、木造 123,100 円 ブロック 106,800 円	看護師等養成所の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費					
(2) 初度設備整備事業	1 施設当たり 13,335 千円	看護師等養成所の新設に伴う設備整備費					
(3) 演習設備整備事業	1 施設当たり 8,000 千円	看護師等養成所の学生の臨床実践能力向上を図るための演習で使用する看護実習シミュレーター等の設備整備費					

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
I	看護師宿舎施設整備事業	次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額 基準面積 看護師1人あたり 33 m ² 構造別単価 鉄筋コンクリート、木造 169,500 円 ブロック 148,100 円	病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	病院 (国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、公立公的を除く)	1/3	2 基準単価 × 5 補助率 × (定員)	・別紙様式2要望書 ・要項別記様式第3号別紙1補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2ーア(事業計画書(施設)) ・工事設計図、工事仕分け書の写し等	医務課 看護係 藤井 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: fujii-ryo@pref.gunma.lg.jp
J	感染管理認定看護師研修支援事業	受講者 1人あたり 2,200 千円	感染管理認定看護師教育課程受講に係る次に掲げる経費(入学金、受講料、需用費(消耗品費、図書購入費)、旅費、受講期間の代替職員に係る人件費、その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費)	病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所	1/2	2 基準単価 × 5 補助率 × (人)	※協議書の日付を令和7年4月1日付けとすること。 ・別紙様式2協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1補助金所要額調書 ・別紙3-(3) (感染管理認定看護師研修) ・別紙3-(4) (対象経費の支出予定額算出内訳) ・見積書、その他参考となる資料	医務課 看護係 藤井 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: fujii-ryo@pref.gunma.lg.jp

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
K 看護師勤務環境改善 施設整備事業	次に掲げる基準 面積に下記の構 造別単価を乗じ た額の合算額 基準面積 1 看護単位 につき50㎡ 構造別単価 鉄筋コンク リート、木造 151,900 円 ブロック 132,600 円 ※ナースコール 更新付設の加算 114,200 円/㎡	看護職員が働きやすく離職防 止につながる次の部門の新築、 増改築、改修に要する工事費又 は工事請負費 看護師詰め所、処置室、症例等 検討会議室等	病院 (国立大学 法人、独立 行政法人国 立病院機 構、公立、公 的を除く)	1/3	2 基準単価 × 5 補助率 × (看護単位)	・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-ア(事業計画書(施設))又は ・工事設計図、工事仕分け書の写し等	医務課 看護係 藤井 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: fujii- ryo@pref.gunma.lg.jp

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
L	在宅歯科医療連携室 整備事業	1 施設あたり 4,000 千円	事業実施に必要な次に掲げる 経費 1 給与費（常勤職員給与費、 非常勤職員給与費、法定福 利費等） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、印刷製本 費、会議費） 5 役務費（通信運搬費） 6 使用料及び賃借料 7 委託料（前記 1 から 6 に掲げ る経費に該当するもの） 8 その他事業の遂行に必要な 経費で知事が特に認めたもの	県・郡市歯 科医師会、 その他知事 が特に認め る者（ただ し、設備整 備について は、在宅歯 科医療連携 室を実施す る団体等に 限る）	3/4	3,000 千円	・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 1 補助金 所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2-ウ（そ の他事業）） ・参考様式 1（計画 書） ・要綱別記様式第 3 号別紙 2-イ（設 備） ・整備を必要とする 理由（様式任意） ・購入機器の見積書 又はカタログ等	健康長寿社会づくり推進課 生活習慣病・歯科保健係 井 田 tel: 027-898-2653 fax: 027-243-2044 E-mail: ida-m@pref.gunma.lg.jp ※必ずしも要望に添えない 場合があることを御承知 お願いします。
	在宅歯科医療連携室 整備事業 （設備整備）	1 施設あたり 1,000 千円	在宅歯科医療連携室における 貸出用医療設備の整備に係る 備品購入費		1/2	500 千円		

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
M	医療型短期入所事業 所設備整備事業	医療型短期入所 事業所 4,000 千円 ※短期入所事業所 障害者の日常生活 及び社会生活を 総合的に支援する ための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項 の規定による指定 を受けた法第 5 条 第 8 項に規定する 短期入所を行う事 業所をいう。 ※医療型短期入所 事業所 病院、診療所又 は介護老人保健施 設において実施さ れる短期入所事業 所をいう。	短期入所事業所（新規に設置 しようとする場合を含む）に おける次の整備費 ア 医療的ケア児（者）の新た な受け入れ又は受け入れ拡 大（増床又は受入れ対象の 拡大）のために必要な設備 整備に要する費用（設置工 事費を含み、工事事務費は 含まない。） イ 医療的ケア児（者）の新た な受け入れ又は受け入れ拡 大（増床又は受入れ対象の 拡大）のために必要な備品 購入に要する費用（主とし て建物内で使用する備品に 限り、その設置費用を含 む。） ※医療的ケア児（者） 人工呼吸器や胃ろう等を使 用し、たんの吸引や経管栄養 などの医療的ケアが日常的に 必要な障害児（者） ◆ 病院等における空床を活 用して「医療型短期入所」 を実施することができま す。 別添資料「医療型短期入 所（空床利用型等）につい て」をご参照ください。	医療型短期 入所事業所 （*）（新規に 設置しよう とする場合 を含む） （*）病院、診 療所又は介 護老人保健 施設であっ て短期入所 事業所の指 定を受けて いるもの （詳細は、 「2 基準 単価」の欄 を参照）	1/2	2 基準単価 × 5 補助率	・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2 - イ（事業計画書（設備）） ・事業計画詳細（様式 4） ・工事設計図、工事仕分け書の写し等	障害政策課 施設利用支援係 金子 tel: 027-226-2632 fax: 027-224-4776 e-mail: kaneko-yu@pref.gunma.lg.jp